

# 岐阜県公報

## 目次

### 監査委員告示

住民監査請求に係る監査の結果の公表

(監査委員)

ページ

号外 (三) 平成二十五年十一月一日

### 監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十四号

平成二十五年九月八日付けで提出のあった地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を決定したので、同条第四項の規定により次のとおり公表する。

平成二十五年十一月一日

岐阜県監査委員	渡	辺	嘉	山
岐阜県監査委員	平	岩	正	光
岐阜県監査委員	鶴	飼	井	誠
岐阜県監査委員	石	井	直	子
岐阜県監査委員	藤		良	寛

#### 第1 請求の受付

1 請求人の住所及び氏名

住所 岐阜市上竹屋町25  
氏名 伊藤 靖

#### 2 請求書の提出

請求人から、平成25年9月8日付けで地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として、岐阜県職員（知事）措置請求書が提出され、同月9日に受け付けた。

#### 3 請求の概要

請求書に記載されている事項及び事実を証する書面から監査請求の概要は次のとおりであった。

岐阜県が平成24年10月10日に支払った賠償金66,841,053円は、岐阜県知事が元知事公室次長に対して行った懲戒免職処分が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を逸脱・濫用した違法な処分であったことから、その損害を岐阜県が賠償せざるを得なくなつたものであり、その賠償金の支払いにより、岐阜県は多大な損害を被つた。

また、元知事公室次長が訴訟を提起した懲戒免職処分取消等請求事件の原審及び控訴審において、岐阜県の主張が認められなかったことを十分承知の上、知事は正当な上告理由がないまま最高裁判所に上告したため、元知事公室次長へ賠償金を支払う時期が大幅に遅延することになり、その遅延利息分について岐阜県の損害額が拡大することになった。

具体的には、懲戒免職処分取消等請求控訴事件の判決があつた後、遅くとも平成23年12月27日には賠償金の支払いを完了させることができたことから、その時点で岐阜県が支払う必要があつた賠償金64,519,511円と、平成24年10月10日に支払つた賠償金66,841,053円の差額である2,321,542円が過大に支出された。

さらに、正当な上告理由がないまま知事が上告したことにより、平成23年12月2日に弁護士報酬の着手金として420,000円が、そして、同月8日に上告費用の立替金として399,380円が不当に支出され、上告に伴う人件費などの関連経費（請求者による算定は不能）も支出されることになった。なお、弁護士報酬の着手金及び上告費用の立替金については岐阜県から訴訟代理人に支払われているが、それらの支出の精算が終わつたことを確認できないことから、これら一連の支出については、支出行為の終わった日から一年を経過していないものである。

よつて、これらの行為を行つた知事に対して、損害賠償請求をする措置を求めらる。

- 4 請求の受理  
本件請求については、平成25年9月19日に受理を決定した。

第2 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対し法第242条第6項の規定に基づき、平成25年9月27日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から欠席届があり陳述は行われなかった。また、新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の実施

- 1 監査対象機関  
岐阜県総務部人事課及び法務・情報公開課

2 監査対象事項

- ア 損害賠償金及び遅延損害金の支出について、岐阜県知事に損害を賠償する責任があるか。  
イ 遅延損害金のうち、実際に損害賠償金及び遅延損害金の支払いが行われた日と、遅くとも損害賠償金の支払いを完了させることができた日と請求人が主張する日との時点差による差額（以下「遅延損害金差額分」という。）の支出について、岐阜県知事に損害を賠償する責任があるか。  
ウ 上告受理の申立てに伴う弁護士報酬の着手金、上告受理申立費用の立替金及び人件費などの関連経費の支出について、岐阜県知事に損害を賠償する責任があるか。

第4 監査の結果

- 1 事実関係の確認  
岐阜県総務部人事課及び法務・情報公開課から提出を受けた関係書類を調査するとともに、両課の職員から事情聴取するなどの方法により監査を実施した結果、次の各事実を確認した。

(1) 裁判に至るまでの経緯

平成18年7月5日、新聞報道により不正資金問題が発覚。  
同年7月24日、弁護士3名による第三者機関として設置された「不正資金問題検討委員会」が調査を開始し、同年9月1日、同委員会から「不正資金問題に関する報告書」が岐阜県知事に提出された。報告書では、平成10年度に元知事公室次長が裏金の集約に直接関与していたことを踏まえ、「上司の指

示があったとはいえ、不正経理による資金を隠蔽することに関与し、問題の発覚を遅らせしめた責任は重大である。重い処分が相当である。」とされた。

同年9月14日、岐阜県議会に不正資金問題調査検討委員会が設置され、同月26日に「不正資金問題に係る調査・検討について（中間答申）」が岐阜県知事に提言され、その中で、ツール資金問題検討委員会が示した判断について、「適当である」とした。

同年9月25日、外部委員からなる公平審査会議が開催され、委員から懲戒免職処分をやむを得ない旨の意見があった。

岐阜県知事は、同年9月28日、元知事公室次長に対して地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号に基づき懲戒免職処分を行った。

元知事公室次長は、同年11月20日、岐阜県人事委員会に対し免職処分の審査請求をし、岐阜県人事委員会は、平成21年11月12日、当該審査請求を棄却した。

元知事公室次長は、同年12月25日、懲戒免職処分の取消し等を求めて、岐阜地方裁判所に提訴した。

(2) 岐阜地方裁判所 平成21年（行ウ）第17号 懲戒免職処分取消等請求事件

元知事公室次長が、岐阜県に対し、岐阜県知事が平成18年9月28日付けで行った懲戒免職処分は、裁量権の逸脱又は濫用によるものであり違法であるとして、その取消を求めるとともに、違法な本件処分により給与、退職手当等の逸失利益、精神的苦痛等の損害を被ったとして、国家賠償法第1条第1項に基づき損害賠償金及び遅延損害金の支払いを求めた。

平成23年2月24日判決主文

- 1 岐阜県知事が平成18年9月28日付けで原告に対してした懲戒免職処分を取り消す。
  - 2 被告は、原告に対し、5884万4632円及びこれに対する平成22年1月23日から支払済みまで5パーセントの割合による金員を支払え。
  - 3～5 略
- 損害賠償金5884万4632円の内訳について  
ア 退職手当相当額 3516万5328円

- イ 定年退職時までの給与相当額 1767万9304円
  - ウ 慰謝料 100万円
  - エ 弁護士費用 500万円
- 懲戒免職処分について
- 本件処分は、懲戒処分として免職処分を選択している点において重きに過ぎ、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権を逸脱・濫用したものであるから、その余の点について判断するまでもなく取り消されるべきである。

(3) 名古屋高等裁判所 平成23年（行コ）第28号 懲戒免職処分取消等請求 控訴事件

岐阜県は、岐阜地方裁判所の判決が不服であるとして、平成23年3月11日に名古屋高等裁判所に控訴した。

控訴にあたり、平成23年3月11日、法第96条第1項第12号の規定により岐阜県議会の議決が行われている。

平成23年11月10日判決主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 略

懲戒免職処分について

本件処分は、懲戒処分として免職処分を選択している点において重きに過ぎ、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権を逸脱・濫用したものであるから、その余の点について判断するまでもなく取り消されるべきである。

国家賠償法第1条第1項に規定する賠償責任について

- ・ 職員に対する懲戒免職処分をするに当たり、当然に尽くすことが期待されるべき注意を払わず、漫然と本件処分をしたものと認めるのが相当であるから、少なくとも過失があったといふべきである。
- したがって、控訴人は、国家賠償法1条1項に基づき、被控訴人に対し、違法な本件処分によって被控訴人が受けた損害について、賠償する責任があるといふべきである。
- ・ 本件処分の取消しが確定すれば、被控訴人は、本件処分時から定年

退職すべき時まで、公務員の地位にあったことになり、当該地位に基づき退職手当請求権及び給与等請求権が回復することになるが、このことは、被控訴人が、違法な本件処分のため、現に支給を受けることができなかつた退職手当及び給与等に相当する金額につき、国家賠償法上の損害として主張することを妨げるものではないといふべきである。

(4) 上告受理の申立て

岐阜県は、名古屋高等裁判所の判決が不服であるとして、平成23年11月21日に最高裁判所に上告受理の申立てをし、平成24年1月10日に上告受理申立理由書を提出した。

同理由書においては、「原判決は、懲戒処分に係る裁量権の範囲に関する行政事件訴訟法第30条及び地方公務員法第29条の解釈・適用につき、最高裁判例（昭和32年5月10日第2小法廷判決・昭和52年12月20日第3小法廷判決）に相反する判断をしている。」とその理由を述べている。

上告受理の申立てにあたり、平成23年11月18日に法第179条第1項の規定により専決処分し、同年12月15日に同条第3項の規定により岐阜県議会において承認されている。

(5) 最高裁判所 平成24年（行ヒ）第41号

平成24年9月13日上告不受理決定主文  
本件を上告審として受理しない。  
申立費用は申立人の負担とする。

(6) 岐阜県による賠償金等の支出について

ア 岐阜県は、訴訟代理人に対して、「岐阜県弁護士報酬支払基準（平成10年4月1日決定）」（以下「支払基準」という。）に基づき、平成23年12月2日に上告受理の申立てに伴う弁護士報酬の着手金として420,000円を、同月8日に上告受理申立費用の立替金として399,380円を支払った。

支払基準によれば、「着手金」は、訴訟遂行に通常要する程度の旅費や書類作成等の訴訟費用として訴訟業務着手時に定額で支払うものとされて

いる。また、「立替金」は、裁判所へ納付する鑑定及び証人申請等に必要経費（裁判所に認められたものに限る。）とされている。

そして、本件「着手金」は、支払基準及び訴訟代理人との委任契約に基づき定額で、「立替金」は、訴訟代理人からの請求に基づき、裁判所へ納付した実費について、それぞれ支払われたものであり、いずれも精算行為を伴っていないものである。

イ 平成24年9月13日、最高裁判所が岐阜県の上告受理の申立てを受理しない決定をしたことにより懲戒免職処分の取消し及び損害賠償金の支払いを命じた判決が確定した。

これに伴い、同年10月10日、岐阜県は、賠償金（損害賠償金及び遅延損害金）として、元知事公室次長に対して、66,841,053円（損害賠償金58,844,632円、遅延損害金7,996,421円）を支払った。

2 監査委員の判断

上記1（事実関係の確認）に基づき、本件請求について次のように判断した。

(1) 違法な懲戒免職処分によって生じた損害賠償金及び遅延損害金の支出について

請求人は、岐阜県知事が行った懲戒免職処分が違法な処分であったことから、その損害を岐阜県が賠償せざるを得なくなつたものであり、賠償金の支払いにより岐阜県は多大な損害を被つたとして、岐阜県知事に対して損害賠償を請求する措置を求めている。

よって、請求人の主張する損害賠償請求は、損害賠償金及び遅延損害金の支出という「公金の支出」が違法であるとして、岐阜県知事に損害賠償を求めるとであると解した。

ア 今回支払われた損害賠償金及び遅延損害金のうち損害賠償金の内訳は、前記第4の1(2)のとおり、退職手当相当額、定年退職時までの給与相当額、慰謝料及び弁護士費用となっている。

イ このうち、退職手当相当額及び定年退職時までの給与相当額については、名古屋高等裁判所判決において、「本件処分の取消しが確定すれば、被控

訴人は、本件処分時から定年退職すべき時まで、公務員の地位にあり、当該地位に基づき退職手当請求権及び給与等請求権が回復することに「なり」と判断されており、その支出は元知事公室次長に対する債務の履行に相当し、違法なものではないと解されることから、岐阜県に実質的な損害は発生しないと認められる。

ウ 損害賠償金のうち慰謝料及び弁護士費用並びに遅延損害金については、懲戒免職処分がなければ発生しなかった費用であるという点において、岐阜県の損害と解し得ることから、岐阜県知事の賠償責任について検討する。  
エ 職員の賠償責任については、法第243条の2第1項の規定があるが、昭和61年2月27日最高裁判所判決によれば、「同条1項所定の職員には当該地方公共団体の長は含まれず、普通地方公共団体の長の当該地方公共団体に対する賠償責任については民法の規定によるものと解するのが相当である。」とされている。

オ そこで、本件において、岐阜県知事に民法第709条の規定による損害賠償責任があるか否かについて検討してみると、今回の損害賠償金のうち慰謝料及び弁護士費用並びに遅延損害金の支出は、確定判決による法的義務の履行であり、何ら違法性はなく、故意又は過失による行為とは認められない。よって、岐阜県知事に賠償責任はない。

カ なお、請求人は違法な懲戒免職処分が原因であると主張しているが、判例によれば、損害賠償責任を問うことができるのは、たとえ財務会計行為に先行する原因行為に違法事由が存在する場合であっても、その原因行為を前提としてされた財務会計行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られる（平成4年12月15日最高裁判所第三小法廷判決）とされていることから、岐阜県知事に賠償責任はない。

(2) 正当な理由のない上告受理の申立てによって生じた遅延損害金差額分の支出について

次に、請求人は、岐阜県知事は正当な上告理由がないまま最高裁判所に上告したため、元知事公室次長へ賠償金を支払う時期が大幅に遅延することになり、その遅延利息分について岐阜県の損害額が拡大することになったとして、岐阜県知事に対して損害賠償を請求する措置を求めている。

この請求人の主張は、違法な上告受理の申立てによって生じた遅延損害金差額分の支出について、岐阜県知事に損害賠償を求めていると解した。

ア 民事訴訟法第318条第1項に規定される上告受理の申立ては、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合）にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある場合、その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる場合において、することができるとされている。

イ 本件上告受理の申立ては、上記第4の1(4)のとおり、原判決（名古屋高等裁判所判決）は最高裁判所判例に相反する判断があるなど、法令の解釈に関する重要な事項を含む違反があると見て、民事訴訟法第318条第1項所定の要件に該当することを主張して行われたものであり、不適法な申立てとなる事実は認められない。また、本件上告受理の申立てにあたっては、法第179条第1項の規定により専決処分し、同条3項の規定により岐阜県議会の承認を得ており、手続き上の瑕疵も認められない。なお、最高裁判所によって不受理が決定されたことをもって申立てが不適法となるものでもない。

ウ よって、本件上告受理の申立てに違法性はなく、不法行為法上違法の評価を受けるものとは認められないことから、岐阜県知事に賠償責任はない。

以上のことから、本件請求のうち、違法な懲戒免職処分によって生じた損害賠償金及び遅延損害金の支出並びに正当な理由のない上告受理の申立てによって生じた遅延損害金差額分の支出に関する請求については、理由がないので棄却する。

(3) 上告受理の申立てに伴う弁護士報酬の着手金、上告受理申立費用の立替金及び人件費などの関連経費の支出について

ア 法第242条第1項に規定する住民監査請求は、違法又は不当な財務会計行為により、地方公共団体に財産的損失を生じ、又は生じるおそれがある場合に、当該行為の是正又は未然の防止を目的としてなされるものである。また、同条第2項では、「前項の規定による請求は、当該行為のあった

日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」としている。

本件請求では、請求人は、上告受理の申立てに伴い平成23年12月2日に支出した弁護士報酬の着手金及び同月8日に支出した上告受理申立費用の立替金について、「それらの支出の精算が終わったことを確認できないことから、これら一連の支出については、支出行為の終わった日から一年を経過していないものである。」と主張しているが、前記第4の1(6)で確認したとおり、両経費の支出は精算を伴わないものである。

したがって、両経費の支出のあった日から1年を経過しているため、法定の請求期間を徒過した不適法な請求と言わざるを得ない。

イ 次に、請求人は、「上告に伴う人件費などの関連経費（請求者による算定は不能）も支出されることになった。」と主張しているが、関連経費が何を指すのかが不明であり、財務会計行為が特定されていないことから、監査請求の要件を欠き不適法である。

以上のことから、本件請求のうち、上告受理の申立てに伴う弁護士報酬の着手金、上告受理申立費用の立替金及び人件費などの関連経費の支出に関する請求については、法第242条に定める住民監査請求の対象には該当しないため、請求を却下する。